

# 前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画

前橋市

平成26年10月



## I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 取組の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 行動計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略・・・・・・・・・・・・ 4
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
5. 対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
6. 行動計画の主要6項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (1) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (2) サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  - (3) 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
  - (4) 予防・まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
  - (5) 医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
  - (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
7. 発生段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

## III. 各段階における対策

### 未発生期

- (1) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (2) サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (3) 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (4) 予防・まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- (5) 医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

### 海外発生期

- (1) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (2) サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (3) 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (4) 予防・まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (5) 医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

### 国内発生早期（県内未発生期～県内発生早期）

- (1) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- (2) サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (3) 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (4) 予防・まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

- (5) 医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・ 4 7

**国内感染期（県内未発生期～県内発生早期～県内感染期）**

- (1) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 0
- (2) サーベイランス・情報収集・・・・・・・・ 5 0
- (3) 情報提供・共有・・・・・・・・ 5 1
- (4) 予防・まん延防止・・・・・・・・ 5 1
- (5) 医療・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・ 5 4

**小康期**

- (1) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 7
- (2) サーベイランス・情報収集・・・・・・・・ 5 8
- (3) 情報提供・共有・・・・・・・・ 5 8
- (4) 予防・まん延防止・・・・・・・・ 5 8
- (5) 医療・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・ 5 9
- (別添1) 用語解説・・・・・・・・ 6 0
- (別添2) 特定接種の対象となる業種・職務について・・・・・・・・ 6 5

## I. はじめに

### 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

### 2. 取組の経緯

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生している。20世紀では、1918年（大正7年）に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、日本でも約39万人が死亡したとされている。また、1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザがそれぞれ発生しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高病原性の鳥インフルエンザ（H5N1）が流行しており、このインフルエンザウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されている。このような鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスが変異することにより、人から人へ効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

このため、本市では、2008年（平成20年）10月に、市長を本部長とする「前橋市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、新型インフルエンザ対策の体制整備を図るとともに、発生時における感染の予防及び拡大防止に備えた。

## はじめに

そのような中、2009年（平成21年）4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となったため、新型インフルエンザ（A/H1N1）に対応する「前橋市新型インフルエンザ対策行動計画〈インフルエンザA/H1N1〉」を5月に策定し、その対策に取り組んだ。

新型インフルエンザ（A/H1N1）は、国内でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人<sup>1</sup>、死亡率は0.16（人口10万対）と諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

また、国では、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、2012年（平成24年）5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を制定するに至った。

2013年（平成25年）3月には、中国等において鳥インフルエンザA（H7N9）の集団感染が発生し、現在では、中東で中東呼吸器症候群（MERS）の発生がアラビア半島諸国で続くなど、病原性の高い新型インフルエンザ等発生の可能性に変わりはなく、そのような新型インフルエンザ等が発生した場合でも対応できるよう十分な準備を進める必要がある。

### 3. 行動計画の策定

本市では、特措法第8条に基づき、国の「新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び群馬県の「群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を踏まえ、感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を聞いた上で、「前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本行動計画」という。）を策定した。

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染を主体とする感染経路など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。新型インフルエンザが発生していない現時点では、新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等については分かっておらず、様々な場合が想定される。

本行動計画は、こうした多様な新型インフルエンザに対応することを想定して策定するため、その対策も多様である。新型インフルエンザ発生早期には、病原性・感染力等に関する情報が不明・不確かである場合が多いことから、病原性・感染力等が高い場合を想定した対応が求められる。

このため、本行動計画においては、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な

<sup>1</sup> 2010年（平成22年）9月末の時点でのもの

## はじめに

措置を含めて、様々な状況に応じることができるよう、対策の選択肢を示すこととする。新型インフルエンザ発生の際には、病原性・感染力等に関する情報が得られ次第、その程度に応じた適切な対策へと切り替えることとする。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、本市の危機管理として対応する必要があり、本行動計画の対象感染症とする。

今後も、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、適時適切に本行動計画の変更を行うものとする。

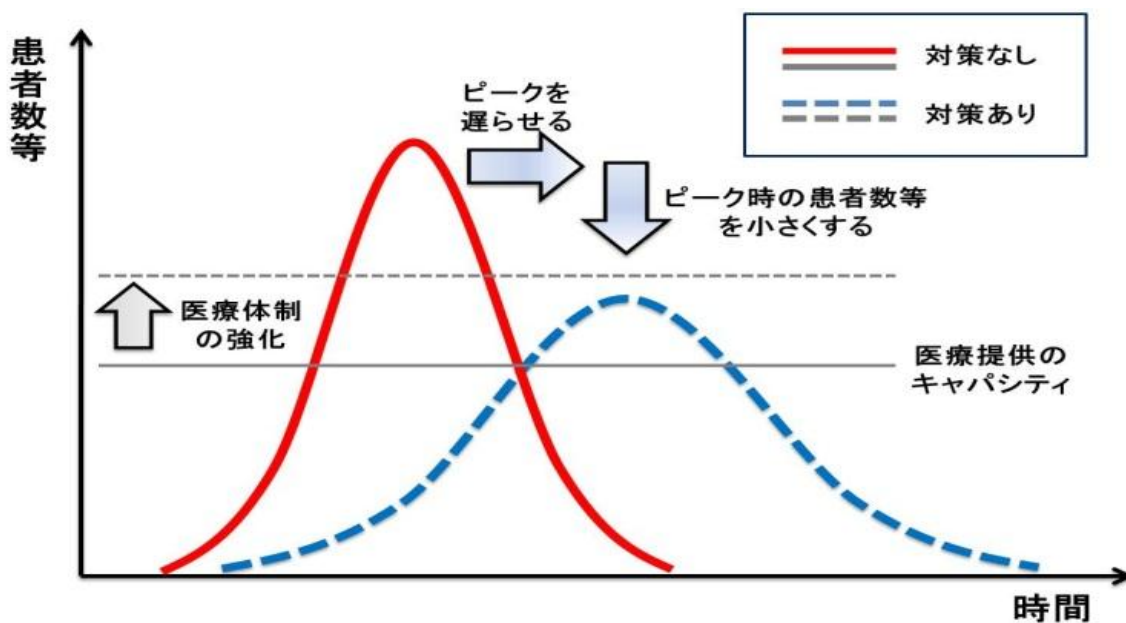
Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、国内、県内、そして市内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・市内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
  - ・業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果概念図>



(出展：群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画 p6)



### 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえ、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市においては、国及び県の対策も視野に入れながら、各種対策を総合的・効果的に組み合わせ、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とした一連の流れをもった総合的な対策として実施する。

(具体的な対策については、Ⅲ.において、発生段階毎に記載する。)

#### 【世界で新型インフルエンザ等が発生した段階】

直ちに、対策実施のための体制に切り替え、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、本行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。また、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国、県及び市内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。

#### 【国内の発生当初の段階】

患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力により、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

また、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

#### 【国内で感染が拡大した段階】

国、県、事業者、医療機関等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

また、事態によっては、市内の実情等に応じて、県対策本部等と協議の上、柔軟に対策を講じることができるよう図り、医療機関も含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫が必要である。

## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛、施設の使用制限、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員の罹患等により、一時期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

### 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び本行動計画又は前橋市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（以下、「市業務継続計画」という。）に基づき、国、県又は指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

なお、この場合においては、次の点に留意する。

#### 3. - 1 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

県が行う医療関係者への医療等<sup>2</sup>の実施の要請等<sup>3</sup>、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等<sup>4</sup>の使用等制限等<sup>5</sup>の要請等<sup>6</sup>、臨時の医療施設の開設のための土地等<sup>7</sup>の使用、緊急物資の運送等<sup>8</sup>、特定物資の売り渡しの要請等<sup>9</sup>の実施の協力に当たり、市民の権利と自由に制限が加わる場合は、その制限が、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされることを周知する。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分に周知及び説明し、理解を得ることを基本とする。

#### 3. - 2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

<sup>2</sup> 「医療等」とは、「医療又は特定接種」を指す。

<sup>3</sup> 「要請等」とは、「要請又は指示」を指す。

<sup>4</sup> 「学校、興行場等」とは、次のとおり。ただし、3から13までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。1. 学校（3に掲げるものを除く。）、2. 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）、3. 大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設、4. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、5. 集会場又は公会堂、6. 展示場、7. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、8. ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、9. 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場、10. 博物館、美術館又は図書館、11. キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設、12. 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、13. 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設、14. 3から13までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特措法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの。

<sup>5</sup> 「使用等制限等」とは、次のとおり。1. 当該施設の使用の制限若しくは停止、2. 当該施設を使用した催物の開催の制限若しくは停止、3. 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理、4. 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止、5. 手指の消毒設備の設置、6. 施設の消毒、7. マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知、8. 3から7に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの。

<sup>6</sup> 「要請等」とは、「要請又は指示」を指す。

<sup>7</sup> 「土地等」とは、「土地、家屋又は物資」を指す。

<sup>8</sup> 「運送等」とは、「緊急物資の運送又は医薬品もしくは医療機器の配送」を指す。

<sup>9</sup> 「要請等」とは、「緊急事態措置の実施に必要な物資（以下「特定物資」。）の売渡しの要請、特定物資の収用又は保管」を指す。

## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

### 3. - 3 関係機関相互の連携協力の確保

前橋市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要に応じて、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

### 3. - 4 記録の作成・保存

本市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

#### 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

##### 4. - 1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される<sup>10</sup>など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るが、本行動計画では、政府行動計画及び県行動計画を参考として、次のとおり健康被害を想定した。

- ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、市内の医療機関受診者数は、約35,000人から67,000人（中間値46,000人）と推計される。
- ・入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は1,460人となり、死亡者数の上限は460人となる。重度の場合では、入院患者数の上限は5,340人となり、死亡者数の上限は1,700人と推計される。
- ・なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の日本の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされた。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考として、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

<sup>10</sup> WHO “Pandemic Influenza Preparedness and Response” 2009年（平成21年）WHOガイダンス文書

## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

### 4. - 2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のよう  
な影響が一つの例として想定される。

- ・ 市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は 1 週間から 10 日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

### 5. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策においては、国、県、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般の事業者、市民がそれぞれ重要な役割を担っている。

政府行動計画では、次のとおり、それぞれの役割が示されている。

#### 5. - 1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関<sup>11</sup>は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力的に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

#### 5. - 2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

##### 【都道府県】

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

##### 【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方

<sup>11</sup> 指定行政機関は、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、検疫所、国立感染症研究所、農林水産省、動物検疫所、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省。

## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所を設置する本市については、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められ、県と本市は、市内における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておくことが必要となる。

### 5. - 3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じ、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

### 5. - 4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### 5. - 5 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

### 5. - 6 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

### 5. - 7 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用<sup>12</sup>・咳エチケット・手洗い・うがい<sup>13</sup>等の個人レベルで

<sup>12</sup> 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。



## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

の感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種など、実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

---

<sup>13</sup> うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

### 6. 行動計画の主要6項目

本行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。

各項目の対策については、「Ⅲ. 各段階における対策」で、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点については以下のとおり。

#### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、市、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、「前橋市新型インフルエンザ等対策会議」（以下、「市対策会議」という。）及び市対策会議幹事会を開催して、事前準備の進捗を確認し、庁内各部局における認識の共有を図るとともに各部局間の連携を確保しながら庁内一体となった取組を推進する。

各部局は、相互に連携を図りつつ、本行動計画を実施するために必要な措置を講ずる。また、健康部は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市内医療機関、消防等の関係者からなる「前橋市新型インフルエンザ等地域医療対策会議（以下、「地域医療対策会議」という。）を設置し、市内の医療体制を構築する。

そして、市業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時において重要業務を継続する体制を整える。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市対策会議等を開催する。

さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、特措法に基づき、政府が緊急事態宣言を行った場合は<sup>14</sup>、市は、速やかに市対策会議を市対策本部へ移行して設置し、その内容に応じた必要な措置を講ずる。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市は、本行動計画の作成等において、医学・公衆衛生等を含む幅広い分野の専門家（以下「有識者」という。）の意見を聴くとともに、発生時には、迅速な対応を図る観点から、有識者の意見を聴き、医学・公衆衛生学等の観点からの合理

<sup>14</sup> 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されることとなる。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。

## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

性が確保されるようにする。

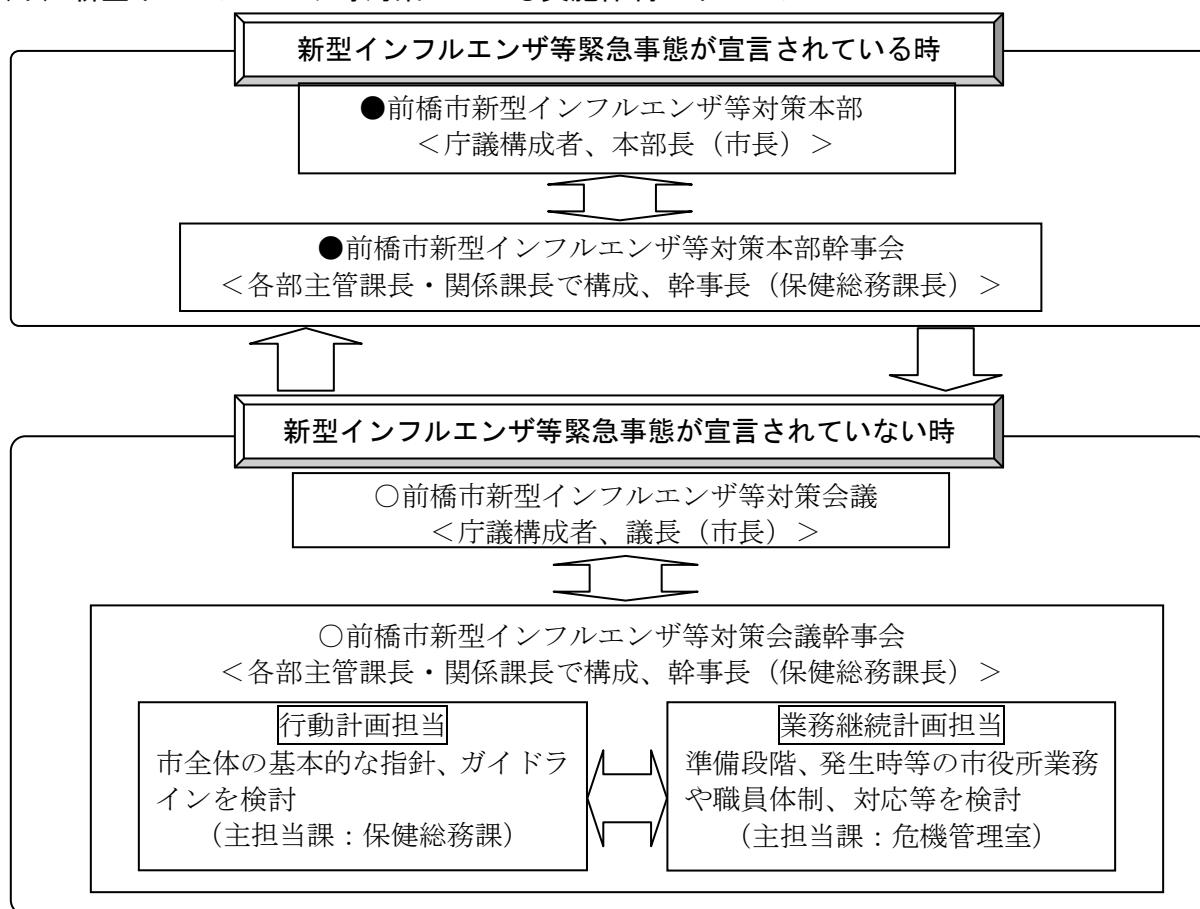
### (ア) 対策本部等の組織体制

#### ①前橋市新型インフルエンザ等対策本部（前橋市新型インフルエンザ等対策会議）

構成員	職名等
本部長（議長）	市長
副本部長（副議長）	副市長
本部員（委員）	教育長、公営企業管理者、総務部長、政策部長、財務部長、市民部長、大胡支所長、宮城支所長、粕川支所長、富士見支所長、文化スポーツ観光部長、福祉部長、健康部長、環境部長、産業経済部長、農政部長、都市計画部長、建設部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、（教）教育次長、（教）指導担当次長、上下水道部長、消防局長、保健所長
庶務	健康部保健総務課総務企画係
所管事項	○新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること ○社会機能の確保等に関すること ○その他必要と認められる事項

注）構成員の（ ）内は前橋市新型インフルエンザ等対策会議の場合

### (イ) 新型インフルエンザ等対策にかかる実施体制のイメージ



## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

### (ウ) 新型インフルエンザ等対策にかかる各部局の主な役割

部局等	事務 担当課	主な役割
各部共通	各部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の業務継続に関すること</li> <li>・ 職場の感染対策及び、関係機関への感染予防、感染防止対策の要請に関すること</li> <li>・ 市民、事業者への呼びかけ、情報提供に関すること</li> <li>・ 所管施設の閉鎖、感染対策及び閉鎖解除の実施に関すること</li> <li>・ 関係団体のイベント、集会の自粛等に関すること</li> <li>・ 国、県からの要請への協力に関すること</li> </ul>
総務部	秘書課 職員課 行政管理課 危機管理室 建設監理課 契約課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理（社会対応面）の総合調整に関すること</li> <li>・ 本部長、副本部長の秘書に関すること</li> <li>・ 国、県及び関係機関への派遣要請に関すること</li> <li>・ 派遣職員の受け入れ、配置に関すること。</li> <li>・ 職員の総合調整、健康管理に関すること</li> <li>・ 対策に係る物品、応急資機材の調達及び工事等の契約・監理に関すること</li> </ul>
政策部	政策推進課 交通政策課 市政発信課 情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関（バス・電車・タクシー）の運行確保に関すること</li> <li>・ 情報関連システム全般への対応に関すること</li> <li>・ 発生に関する広報広聴活動に関すること</li> <li>・ 対策状況等の写真撮影及び記録・保存に関すること</li> <li>・ 報道機関との連絡調整に関すること</li> </ul>
財務部 (財務部) (会計室)	財政課 資産経営課 収納課 市民税課 資産税課 会計室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急対策予算の調製、編成及び執行管理に関すること</li> <li>・ 感染対策に必要な現金の調達及び保管出納に関すること</li> <li>・ 市庁舎の衛生管理に関すること</li> <li>・ 発生時の応急主要食糧の確保、配分及び配送に関すること</li> </ul>
市民部	生活課 市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアの受入、配備及び連絡調整に関すること</li> <li>・ 自治会への対応に関すること</li> <li>・ 遺体の埋火葬に関すること</li> <li>・ 遺体の収容の協力、一時安置施設の確保等に関すること</li> <li>・ 火葬体制の確保に関すること</li> </ul>
文化スポーツ観 光部	文化国際課 スポーツ課 観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人への情報提供及び対応に関すること</li> <li>・ 文化施設の使用制限に関すること</li> <li>・ スポーツ施設の使用制限に関すること</li> <li>・ 観光施設の感染対策に関すること</li> </ul>

## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

部局等	事務 担当課	主な役割
福祉部	社会福祉課 こども課 保育課 介護高齢課（介 護保険室） 障害福祉課 指導監査室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設等の感染予防・まん延防止に関するこ と</li> <li>・ 保育所（園）等の臨時休業に関するこ と</li> <li>・ 高齢者及び障害者等の状況把握・報告に関するこ と</li> <li>・ 高齢者、児童及び障害者等要援護者の支援に関する こ と</li> <li>・ 乳幼児、妊産婦の支援に関するこ と</li> </ul>
健康部	保健総務課 健康増進課 衛生検査課 国民健康保険課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等発生時の対策に関するこ と</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策本部に関するこ と</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策会議に関するこ と</li> <li>・ 新型インフルエンザ等地域医療対策会議に関する こ と</li> <li>・ 感染症法に基づく対応に関するこ と</li> <li>・ 積極的疫学調査に関するこ と</li> <li>・ 医療体制の整備に関するこ と</li> <li>・ 帰国者・接触者外来、電話相談センター<sup>15</sup>の設置に 関 するこ と</li> <li>・ 感染症サーベイランスに関するこ と</li> <li>・ 予防接種（特定接種・住民接種）に関するこ と</li> <li>・ 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等との連携に 関 するこ と</li> <li>・ 国、県等との連絡調整に関するこ と</li> <li>・ 感染防護具の備蓄、放出に関するこ と</li> <li>・ 国民健康保険・後期高齢者医療の医療相談窓口に関 す るこ と</li> </ul>
環境部	環境政策課 ごみ減量課 廃棄物対策課 清掃施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染性廃棄物の廃棄指導等に関するこ と</li> <li>・ ごみ収集処理体制の確保に関するこ と</li> </ul>
産業経済部	産業政策課 にぎわい商業課 公営事業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活関連物資等の価格の安定に関するこ と</li> <li>・ 生活必需品の需給の把握に関するこ と</li> <li>・ 生活必需品関係業者等への協力要請に関するこ と</li> <li>・ 生活資金の貸付、経営資金等の融資、相談及びあつ 旋に関するこ と</li> <li>・ 企業の事業活動の自粛等に関するこ と</li> </ul>

<sup>15</sup> p.26「前橋市新型インフルエンザ等電話相談センター」を参照。

## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

部局等	事務 担当課	主な役割
農政部 (農政部) (農業委員会事務局)	農林課 農村整備課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥類、豚のインフルエンザウイルスのサーベイランスへの協力に関する事</li> <li>応急食糧等の調達に関する事</li> <li>農畜水産業関係団体との連絡調整に関する事</li> </ul>
水道局 上下水道部	経営企画課 水道整備課 浄水課 下水道整備課 下水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道事業の確保に関する事</li> </ul>
消防局	総務課 予防課 警防課 通信指令課 各消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染患者等の救急搬送に関する事</li> </ul>
教育委員会 事務局	総務課 教育施設課 文化財保護課 学校教育課 生涯学習課 青少年課 総合教育プラザ 図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校等における感染対策に関する事</li> <li>学校等の臨時休業に関する事</li> <li>教育施設の使用制限に関する事</li> </ul>
議会事務局	庶務課 議事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員への情報伝達及び議員からの情報収集に関する事</li> <li>議会の運営に関する事</li> </ul>
協力部 (都市計画部) (建設部) (選挙管理委員会事務局) (監査委員事務局)	都市計画課 建築指導課 区画整理第一課 区画整理第二課 道路建設課 道路管理課 東部建設事務所 建築住宅課 公園緑地課 公園管理事務所 選挙監理委員会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の部局の応援に関する事</li> </ul>
支所部 (大胡支所) (宮城支所) (粕川支所) (富士見支所)	地域振興課 税務課 市民サービス課	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管地区の情報収集及び伝達に関する事</li> <li>所管地区の関係機関等との連絡調整に関する事</li> <li>他の部局業務の支援に関する事</li> <li>支所庁舎の衛生管理に関する事</li> </ul>

### (2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、系統的に収集・分析し判断につなげることで、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、情報を公表する際には、個人情報の保護に十分留意することとする。

具体的には、未発生期の段階から、通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザ等の両方に対応するため、国、県と協調して、以下の事項について平時のサーベイランスを実施し、体制の確立を図る。

- ・ 市内の流行状況
- ・ 重症者及び死亡者の発生動向
- ・ 流行しているウイルスの亜型や薬剤耐性
- ・ 学校等<sup>16</sup>における感染拡大の兆候

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国、県と協調して、早期にサーベイランス体制を構築する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

具体的には平時のサーベイランスに加えて以下を実施する。

- ・ 市内における新型インフルエンザ等患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザ等の特徴の分析を行うため、患者の全数把握を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握を行う。
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等における集団発生の把握を強化する。<sup>17</sup>
- ・ 入国者中の有症者の推移を把握する。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点で、患者の全数把握については、廃止又は縮小して継続する。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、国、県で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関に情報提供する。

また、県が行う鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスに協力し、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

<sup>16</sup> 幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等。

<sup>17</sup> 通常時、幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校等を対象とするところ、強化した際は、この対象を大学・短大まで拡大する。

### (3) 情報提供・共有

#### (ア) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

#### (イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### (ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

特に児童、生徒等に対しては、学校、保育所（園）等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、市は、健康部、教育委員会事務局、福祉部等の連携により、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供を行う。

#### (エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

##### ① 発生時の情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策決定のプロセス（国等が示す科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である<sup>18</sup>。

提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えるとともに、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

<sup>18</sup> マスメディアについては、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行う。



## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

市民からの一般的な個別の相談については、電話相談センター<sup>19</sup>を開設し対応する。

### ② 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設する。

### （オ）情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であるため、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するとともに、広報担当者を明確にして適時適切に情報を共有する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

---

<sup>19</sup> p 26「前橋市新型インフルエンザ等電話相談センター」を参照。

### (4) 予防・まん延防止

#### (ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながり、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

#### (イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う不要不急の外出自粛要請に協力する。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う施設の使用制限の要請等に協力する。

そのほか、海外で発生した際には、検疫強化などの情報を収集するとともに、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図る。

#### (ウ) 予防接種

##### i) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### ii) 特定接種

#### ii-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種である。

国では、事前に特定接種の対象となり得る者を、

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

として、別添 2 のとおり、基本的な考え方を整理しているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会<sup>20</sup>の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定することとしている。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H 5 N 1 以外の感染症であった場合や亜型が H 5 N 1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

#### ii-2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、市としても接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることとする。なお、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となっている。

### iii) 住民接種

#### iii-1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防

<sup>20</sup> 諮問委員会は、基本的対処方針に関する意見（特措法第 18 条第 4 項）のほか、新型インフルエンザ等の発生時の対策に関する必要な意見を、内閣総理大臣又は新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べる。諮問委員会は、有識者会議の長及び長代理並びに内閣総理大臣が指名する有識者会議の構成員をもって構成し、その総数は、有識者会議の長及び長代理を含め 10 人以内とする。

## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

国では、住民接種の接種順位について、事前に下記のような基本的な考え方を整理しているが、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、決定することとしている。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本としている。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者<sup>21</sup>
  - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、国の将来を守ることにより重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

イ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
  - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
  - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
  - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

ロ) 国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

<sup>21</sup> 基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年（2009年）のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準を示す。

## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
  - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

ハ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて国の将来を守る  
ことにも重点を置く考え方

- 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
  - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
  - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

### iii-2) 住民接種の接種体制

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

### iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

### v) 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して、必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うこととなっている<sup>22</sup>。

<sup>22</sup> 特措法第 31 条第 2 項及び第 3 項、第 46 条第 6 項

### (5) 医療

#### (ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、市内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

#### (イ) 発生前における医療体制の整備

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市内医療機関、消防等の関係者からなる地域医療対策会議を設置するなど、市内の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、帰国者・接触者の外来診療が可能な医療機関（以下、「帰国者・接触者外来」という。）の確保や「帰国者・接触者電話相談センター<sup>23</sup>」の設置の準備を進める。

本市では、「帰国者・接触者電話相談センター」と、新型インフルエンザ等に係る一般的な相談に対応する「電話相談センター」の機能の両面を備える「前橋市新型インフルエンザ等電話相談センター」（以下、「電話相談センター」という。）を設置して対応する。

#### (ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

- 新型インフルエンザ等が海外で発生した時は、市は電話相談センターを設置し、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、電話相談センターに連絡するよう周知する。また、市内の医療体制については、一般的な広報によるほか電話相談センターから情報提供を行う。
- 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、海外発生期から県内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは、「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。
- 新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める必要がある。

また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチン

<sup>23</sup> 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための電話相談センター

## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

の接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

- 電話相談センターでは、国から示される症例定義により新型インフルエンザ等が疑われる場合には、「帰国者・接触者外来」と連絡をとり、受診を依頼する。
- 新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等入院させる。

また、県内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

- 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者を診ることとなった場合等には、帰国者・接触者外来での診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、季節性インフルエンザ等の感染症の診療を院内感染対策を実施した上で行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるように、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとする。

その際、県と連携し、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等<sup>24</sup>に患者を入院させることができるよう、事前にその活用計画を策定しておくことが必要である。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

- 医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

### (6) 市民生活及び市民経済の安定確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、その流行が約8週間程度続くと言われていた。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、本市では、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるように、特措法に基づき事前に十分準備を行う。また、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

<sup>24</sup> 県内において、病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合、県は、患者等に対する医療の提供を行うための施設を臨時に開設し、医療を提供しなければならない。

## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

### 7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類している。また、県行動計画では、県内の発生段階を、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期に分類して対策を整理している。

本行動計画では、これらを踏まえ、原則として、県の発生段階と同様の区分に基づき対応するが、必要に応じて、市内発生状況に応じた対策を行うこととする。

#### <国内の発生段階と県内の発生段階の関係>

発生段階	状 態			
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態			
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態			
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 県内においては、以下のいずれかの発生段階 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・ 県内未発生期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</td> </tr> <tr> <td>・ 県内発生早期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</td> </tr> </table>	・ 県内未発生期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）	・ 県内発生早期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）	
・ 県内未発生期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）				
・ 県内発生早期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）				
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 県内においては、以下のいずれかの発生段階 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・ 県内未発生期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</td> </tr> <tr> <td>・ 県内発生早期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</td> </tr> <tr> <td>・ 県内感染期（県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）</td> </tr> </table> ※感染拡大～まん延～患者の減少	・ 県内未発生期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）	・ 県内発生早期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）	・ 県内感染期（県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
・ 県内未発生期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）				
・ 県内発生早期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）				
・ 県内感染期（県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）				
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態			

国全体での発生段階の移行については、世界保健機関（WHO）のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や



## 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

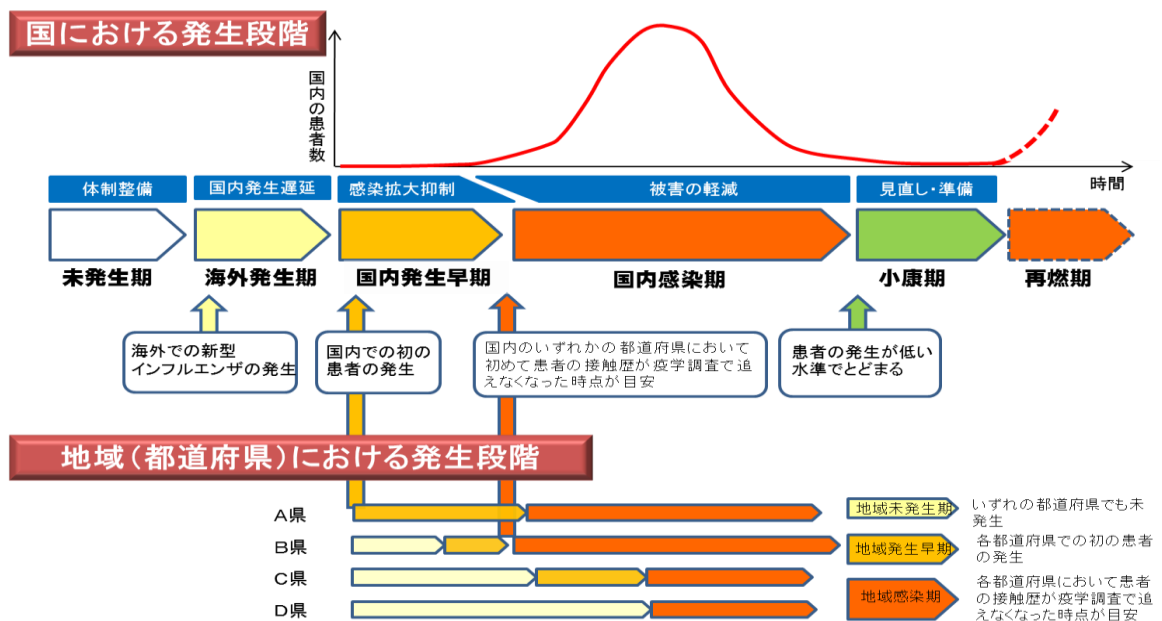
感染対策について、柔軟に対応する必要があることから、県内の発生段階の移行は、必要に応じて国と協議の上で、県が判断することとなっている。

本市においては、本行動計画等で定められた対策を国、県の発生段階、また、必要により市内の発生状況に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

### <発生段階のイメージ>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



(出展：群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画 p 33)

## 未発生期

### Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、予想される状況、対策の目標、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、国が示すガイドライン等を参考に決定するとともに、国、県と連携を図り対応することとする。

#### 未発生期

##### 予想される状況

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

##### 対策の目標

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。

##### 対策の考え方

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、県、医療機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 市行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画（新型インフルエンザ等対策の内容、実施方法、実施体制及び実施に関する関係機関との連携等を定めたもの。）及び業務継続計画（継続が求められる業務及び発生時に新たに発生する業務を整理し、その継続性及び実効性を確保するための対応等を定めたもの。）の策定を行い、必要に応じて見直していく。〈健康部、総務部〉

##### (1)-2 組織体制

- ① 市は、取組体制を整備・強化するために、市対策会議を開催するなどして、本行動計画に基づく具体的な取組について必要な対策や措置を講ずる。〈健康部〉

- ② 市は、必要に応じ医学・公衆衛生等を含む幅広い分野の専門家に、対策等についての意見を聴取する。〈健康部〉
- ③ 市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市内医療機関、消防等の関係者からなる地域医療対策会議等を設置するなど、市内の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。〈健康部〉

### (1)-3 体制の整備と県等との連携

- ① 市は、市対策会議及び市対策会議幹事会を通じて、各部局の役割を確認し、各部局間の連携を確立する。〈各部局〉
- ② 市は、机上訓練等により、市対策本部の情報発信、整理の訓練を行う。〈健康部〉
- ③ 市は、県、近隣市町村、指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。〈健康部〉

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

市は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を、国、県等から収集する。〈健康部〉

<情報収集源>

- ・ 国
- ・ 国立感染症研究所
- ・ 地方自治体
- ・ 医療関係団体、医療機関

### (2)-2 通常のサーベイランス

- ① 市は、国のサーベイランス基準により、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関（約 15 の医療機関）において患者発生の動向を調査し、市内の流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の約 1 の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。〈健康部〉
- ② 市は、国のサーベイランス基準により、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。〈健康部〉
- ③ 市は、国のサーベイランス基準により、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。〈健康部、教育委員会事務局、福祉部〉
- ④ 市は、県が行う鳥類・豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランスに協力する。〈健康部、農政部〉

### (2)-3 調査研究

市は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるように、県等との連携体制の整備を図る。〈健康部〉

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 継続的な情報提供

## 未発生期

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。〈政策部、健康部〉
- ② 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても個人レベルの感染対策の普及を図る。〈健康部〉
- ③ 市は、市ホームページ等に新型インフルエンザに関する情報ページを設置する。また、緊急情報を発信できるようにする。〈政策部、健康部〉

### (3)-2 体制整備等

市は、コミュニケーションの体制整備等の事前準備として以下を行う。〈政策部、総務部、健康部〉

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（個人情報保護と公益性に十分配慮した内容）や、媒体（情報の受取手に応じ複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。（広報担当者を中心としたチームの設置、適時適切な情報共有方法の検討等）
- ・ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築する。
- ・ 国、県や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。

### (3)-3 電話相談センターの設置準備

市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、電話相談センターを設置する準備を進める。〈健康部〉

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 対策実施のための準備

#### (4)-1-1 個人における対策の普及

- ① 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、電話相談センターに連絡し指示を受け、感染を広げないよう不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解の促進を図る。

〈健康部、各部局〉

- ② 市は、県が行う新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請等の感染対策についての周知及び理解促進に協力する。〈各部局〉

#### (4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場や学校、保育所（園）等における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

また、市は、県が行う新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策についての周知に協力する。〈各部局〉

#### (4)-2 予防接種

##### (4)-2-1 ワクチンの供給体制

市は、国、県に対してワクチンの円滑な流通体制の構築を要請する。〈健康部〉

##### (4)-2-2 登録事業者（特定接種対象者）の登録

- ① 市は、県と連携し、登録事業者（特定接種対象者）の登録の周知について、国に協力する。〈各部局〉
- ② 市は、県と連携し、事業者の登録申請の受付等について、国に協力する。〈各部局〉

##### (4)-2-3 接種体制の構築

〈特定接種〉

市は、国の要請に基づき、また、国の「予防接種に関するガイドライン」や「登録実施要領」に則り、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築を図る。〈健康部〉

〈住民接種〉

- ① 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。〈健康部〉
- ② 市は、円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的な支援のもと、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。〈健康部〉
- ③ 市は、速やかに接種することができるよう、市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、国の示す接種体制の具体的なモデルに基づき準備を進めるよう努める。〈健康部、福祉部、教育委員会事務局、市民部〉

##### (4)-2-4 情報提供

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報の提供を県と共に行い、市民の理解促進を図る。〈健康部〉

## (5) 医療

### (5)-1 医療体制の整備

- ① 市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市内医療機関、消防等の関係者からなる地域医療対策会議等を設置するなど、市内の関係者と密接に連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。〈健康部〉
- ② 市は、帰国者・接触者電話相談センターの機能を備える電話相談センターの設置準備を進め、対応可能な医療機関での帰国者・接触者外来の確保の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、一般の医療機関において

## 未発生期

も、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。〈健康部〉

### (5)-2 県内感染期に備えた医療の確保

市は、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 市は、市内全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成の支援に努める。〈健康部〉
- ② 市は、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の確保に努める。〈健康部〉
- ③ 市は、県が行う入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握調査に協力する。〈健康部〉
- ④ 市は、県が行う入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等<sup>25</sup>で医療を提供することの検討に協力する。〈健康部〉
- ⑤ 市は、市内の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。〈健康部〉
- ⑥ 市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。〈健康部、福祉部〉
- ⑦ 市は、新型インフルエンザ等の診療を行わないこととする医療機関へ、その他の疾患の入院患者の受入等、新型インフルエンザ等患者の診察を行う医療機関への支援を行うよう要請する。〈健康部〉
- ⑧ 市は、医療機関に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を要請する。〈健康部〉
- ⑨ 市は、県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。〈健康部、消防局〉

### (5)-3 医療対応マニュアルの策定の周知

市は、国の策定する手引きをもとに県が策定する、新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する医療対応マニュアルについて医療機関に周知する。〈健康部〉

### (5)-4 医療資器材の整備

市は、必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。〈健康部〉

### (5)-5 医療機関等への情報提供体制の整備

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。〈健康部〉

<sup>25</sup> 特措法第48条第2項に基づき、都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

**(6) 市民生活及び市民経済の安定確保****(6)-1 市業務継続計画の策定**

市は、発生時に備え、市の業務継続及び発生時の業務への対応のため、市業務継続計画を策定する。〈各部局〉

**(6)-2 業務計画等の策定の協力**

市は、県が登録事業者及び一般の事業者に対して行う、新型インフルエンザ等の発生に備えた職場における感染対策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化についての計画策定等の事前準備の要請に協力する。〈各部局〉

**(6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援**

市は、県と連携し、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。〈福祉部、総務部、健康部、市民部〉

**(6)-4 火葬能力等の把握**

市は、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に関して、県が行う火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討に協力する。〈市民部〉

**(6)-5 物資及び資材の備蓄等**

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄等し、または必要に応じ、施設及び設備を整備等する。〈各部局〉

## 海外発生期

<b>海外発生期</b>
<b>予想される状況</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li><li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li><li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li></ul>
<b>対策の目標</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 市内発生に備えて体制の整備を行う。</li><li>2) 市内発生 of 早期発見に努める。</li></ol>
<b>対策の考え方</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li><li>2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li><li>3) 市内発生を早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。</li><li>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</li><li>5) 医療機関等への情報提供、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン・パンデミックワクチンの接種体制整備等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li></ol>

### (1) 実施体制

#### (1)-1 組織体制

- ① 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに市対策会議等を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、必要に応じて有識者の意見を聴取し、今後の対策・措置や具体的な取組みを準備する。〈健康部〉
- ② 市は、国及び県が特措法に基づく「政府対策本部」及び「群馬県新型インフルエンザ等対策本部」を設置した場合には、必要に応じて市対策会議等を開催し対応を協議する。〈健康部〉
- ③ 市は、国の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。〈健康部〉
- ④ 市は、地域医療対策会議等を開催し、市内の医療体制確保のための具体的な取組を準備・実施する。〈健康部〉

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2)-1 情報収集等

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県等を通じて必要な情



報を収集する。〈健康部〉

- ・病原体に関する情報
- ・疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
- ・治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

## (2)-2 サーベイランスの強化等

- ① 市は、引き続き、国の基準によるインフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。〈健康部〉
- ② 市は、市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、国のサーベイランス基準により、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。〈健康部〉
- ③ 市は、感染拡大を早期に探知するため、国のサーベイランス基準により、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。〈健康部、教育委員会事務局、福祉部〉
- ④ 市は、引き続き、県が行う鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力する。〈健康部、農政部〉

## (2)-3 調査研究

市は、必要に応じ、国、県が行う調査研究に協力する。〈健康部〉

# (3) 情報提供・共有

## (3)-1 情報提供

- ① 市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、広報紙、ホームページを基本としつつ、自治会、ソーシャルメディア、ラジオ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。〈政策部、健康部、市民部〉
- ② 市は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等のまん延防止対策についての情報を適切に提供する。〈健康部、教育委員会事務局、福祉部〉
- ③ 市は、一元的な情報管理及び情報発信を行う広報担当を設置し、正確な情報を迅速に広報する。〈政策部、健康部〉

## (3)-2 情報共有

- ① 市は、国や県が設置する問い合わせ窓口や、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。〈健康部、政策部〉
- ② 市は、市医師会等の関係機関に対し、適宜、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供や情報交換・共有、協議を行い、必要に応じて説明会を開催する。〈健康部〉

## (3)-3 電話相談センターの設置

## 海外発生期

- ① 市は、市民からの相談に応じるため、電話相談センターを設置する。〈健康部〉
- ② 市は、市民から電話相談センター等に寄せられる問い合わせ、国・県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。〈健康部〉

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国、県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、以下の対策を講じる。〈健康部〉

- ・感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。
- ・検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

#### (4)-2 渡航に関する注意喚起等

市は、国、県が海外への渡航者に対して行う、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について協力する。〈各部局〉

#### (4)-3 予防接種

##### (4)-3-1 ワクチンの供給

市は、国、県に対してワクチンの円滑な流通体制の構築を要請する。〈健康部〉

##### (4)-3-2 接種体制

〈特定接種〉

- ① 市は、国、県と連携し、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者に対する特定接種の実施に協力する。〈健康部〉
- ② 市は、国、県と連携し、対象となる職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。〈健康部〉

〈住民接種〉

市は、市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。〈健康部〉

##### (4)-3-3 情報提供

市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。〈健康部〉

##### (4)-3-4 モニタリング

市は、特定接種を実施した場合、国が行う接種実施モニタリングに協力する。〈健康部〉

### (5) 医療

#### (5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

市は、県と連携し、国から示された新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。また、修正があった場合には、その都度、速やかに周知を行う。〈健康部〉

#### (5)-2 電話相談センターの設置

市は、国からの要請を受け、以下の対応を図る。

- ① 帰国者・接触者電話相談センターの機能を備える電話相談センターを設置する。  
〈健康部〉
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、電話相談センターへ連絡するよう周知する。〈健康部〉
- ③ 電話相談センターでは、国から示される症例定義により新型インフルエンザ等が疑われる場合には、「帰国者・接触者外来」と連絡をとり、受診を依頼する。〈健康部〉

#### (5)-3 医療体制の整備

市は、国からの要請を受け、以下の対応を図る。

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来を確保して、その診断を行う。〈健康部〉
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を確保する。〈健康部〉
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに市保健所に連絡するよう要請する。〈健康部〉
- ④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県衛生環境研究所へ送付し亜型等の検査を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。〈健康部〉

#### (5)-4 医療機関等への情報提供

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。〈健康部〉

#### (5)-5 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

市は、国、県と連携し、医療機関に対し、国、県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。〈健康部〉

### (6) 市民生活及び市民経済の安定確保

#### (6)-1 市の業務継続

市は、市内発生時に備え、業務継続のための準備を開始する。〈各部局〉

#### (6)-2 事業者の対応

市は、県が市内の事業者に対して行う従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の実施準備の要請に協力する。〈各部局〉

#### (6)-3 遺体の火葬・安置

市は、国、県からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。〈市民部〉

## 国内発生早期

### 国内発生早期

#### 予想される状況

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・県内においては、以下の段階が想定される。

(県内未発生期)

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(県内発生早期)

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

#### 県内発生早期の対策の目標

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

#### 対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われた際は、国、県と連携して積極的な感染対策等を行う。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関では院内感染対策を実施する。
- 5) 国内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

### (1) 実施体制

#### (1)-1 基本的方向性の確認

市は、国が公示した基本的対処方針の変更を踏まえ、市としての基本的な方向性を確認する。〈健康部〉

### 県内未発生期

#### (1)-2 実施体制

市は、必要に応じて市対策会議、地域医療対策会議等を開催し、また有識者の意見を聴取し、今後の対策・措置や具体的な取組みを準備する。〈健康部、各部局〉

### 県内発生早期

#### (1)-2 実施体制

- ① 市は、市対策会議を開催し、庁内一体での取組を推進する。また、地域医療対策会議等を開催し、必要な対策・措置や具体的な取組みを実施する。〈健康部、各部局〉
- ② 市は、必要に応じて有識者の意見を聴取し、今後必要になる対策・措置や具体的な取組みを検討する。〈健康部〉

#### (1)-3 緊急事態宣言

- ① 緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

緊急事態宣言を行うまでの手順は、おおむね、以下のように考えられる。

- ・厚生労働省(国立感染症研究所及び検疫所を含む。)は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOからの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告する。
  - ・政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて、公示案として諮問。あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問。
  - ・基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの専門的評価があった場合、政府対策本部長が緊急事態宣言を行うことを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、変更案を決定する。
  - ・政府対策本部長は緊急事態宣言を行うとともに、基本的対処方針を変更する。
  - ・あわせて、政府対策本部長は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。
- ② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

## 国内発生早期

### ③ 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、市対策会議から実施体制を移行する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### 県内未発生期・県内発生早期共通

#### (2)-1 情報収集

市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国、県等を通じて必要な情報を収集する。〈健康部〉

#### (2)-2 サーベイランス

① 市は、国の基準によるインフルエンザに関する通常サーベイランスを継続する。

〈健康部〉

② 市は、医療機関から、全ての新型インフルエンザ患者（疑似症患者含む）及び入院患者の届け出を求める。〈健康部〉

③ 市は、国のサーベイランス基準により、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を継続する。〈健康部、教育委員会事務局、福祉部〉

④ 市は、国からの新型インフルエンザ等患者の臨床情報や国内の発生状況等について、医療機関へ情報提供する。〈健康部〉

#### (2)-3 調査研究

市は、必要に応じ、国が行う調査研究へ協力する。〈健康部〉

### 県内発生早期

県内発生早期には、上記の共通事項に加え、次の対応を追加して行う。

#### (2)-2 サーベイランス

市は、市内の発生状況を県に迅速に情報提供する。〈健康部〉

#### (2)-3 調査研究

市は、必要に応じ、国、県と連携して、市内発生患者等について感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。〈健康部〉

## (3) 情報提供・共有

### 県内未発生期・県内発生早期共通

#### (3)-1 情報提供

① 市は、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。〈政策部、健康部〉

- ② 市は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。〈健康部、教育委員会事務局、福祉部〉
- ③ 市は、市民から電話相談センター等に寄せられる問い合わせ、国、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。〈政策部、健康部〉

### (3)-2 情報共有

- ① 市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。〈健康部、政策部〉
- ② 市は、市医師会等の関係機関に対し、適宜、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供や情報交換・共有、協議を行い、必要に応じて説明会を開催する。〈健康部〉

### (3)-3 電話相談センターの体制充実・強化

- ① 市は、電話相談センターの体制を充実・強化する。〈健康部〉
- ② 市は、国が作成し配布する、状況の変化に応じたQ&Aの改定版により、電話相談センターの体制を充実・強化する。〈健康部〉

## (4) 予防・まん延防止

### 県内未発生期

#### (4)-1 市内でのまん延防止対策

市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に、感染対策を強化するよう要請する。〈健康部、福祉部〉

### 県内発生早期

#### (4)-1 市内でのまん延防止対策

- ① 市は、国、県と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。〈健康部〉
- ② 市は、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。〈健康部、各部局〉
  - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。〈各部局〉

## 国内発生早期

- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。〈教育委員会事務局、健康部、福祉部〉
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。〈健康部、政策部〉
- ③ 市は、国の要請を受け、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。〈健康部、福祉部〉

### (4)-2 予防接種（住民接種）

- ① 市は、パンデミックワクチンが全国民分製造され、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく接種（新臨時接種）について、国が決定した接種順位に基づき、接種を開始する。〈健康部〉
- ② 市は、国の求めに基づき、接種に関する情報提供を開始する。〈健康部〉
- ③ 市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。〈健康部、教育委員会事務局〉
- ④ 市は、国が行うワクチン接種モニタリングに協力する。〈健康部〉

### (4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。対策を行うにあたっては、基本的人権を尊重することとし、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
  - ・県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。
  - ・県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
  - ・県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含



め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る<sup>26</sup>。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (5) 医療

### 県内未発生期

#### (5)-1 医療体制の整備

- ① 市は、国の要請を受け、海外発生期に引き続き、電話相談センターの帰国者・接触者電話相談センター機能を継続するとともに、帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。〈健康部〉
- ② 市は、県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、濃厚接触者に抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。〈健康部〉

#### (5)-2 医療機関等への情報提供

市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。〈健康部〉

#### (5)-3 抗インフルエンザウイルス薬

市は、国、県が医療機関に対して行う、抗インフルエンザウイルス薬の適切使用の要請に協力する。〈健康部〉

#### (5)-4 医療機関・薬局における警戒活動

市は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、県へ警戒活動等を要請する。〈健康部〉

#### (5)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

<sup>26</sup> 大学、専修学校、その他これらに類する教育施設、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、一キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設、二理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設等の施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの。

## 国内発生早期

### 県内発生早期

#### (5)-1 医療体制の整備

市は、国の要請により発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、電話相談センターの帰国者・接触者電話相談センター機能を、海外発生期に引き続き継続する。

市は、国、県と連携し、患者等が増加してきた段階においては、必要が生じた場合又は国から要請があったときは、帰国者・接触者外来での診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行するよう医療機関に要請する。〈健康部〉

#### (5)-2 患者への対応等

① 市は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。

この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。〈健康部〉

② 市は、国、県と連携し、必要と判断した場合に、県衛生環境研究所に対して、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を要請する。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。〈健康部〉

③ 市は、国、県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、保健所へ連絡し、帰国者・接触者外来の紹介を受けるよう指導する。〈健康部、消防局〉

#### (5)-3 医療機関等への情報提供

市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。〈健康部〉

#### (5)-4 抗インフルエンザウイルス薬

市は、国、県が医療機関に対して行う、抗インフルエンザウイルス薬の適切使用の要請に協力する。〈健康部〉

#### (5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

市は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、県へ警戒活動等を要請する。〈健康部〉

#### (5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

**(6) 市民生活及び市民経済の安定確保****県内未発生期・県内発生早期共通****(6)-1 市の業務継続**

市は、市内発生時に備え、業務継続のための準備を継続する。〈各部局〉

**(6)-2 事業者の対応**

市は、県が市内の事業者に対して行う従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の開始要請に協力する。〈各部局〉

**(6)-3 市民・事業者への呼びかけ**

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。〈各部局〉

**(6)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

**① 事業者の対応等**

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

**①-2 電気及びガス並びに水の安定供給**

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

**①-3 運送・通信・郵便の確保**

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

**② サービス水準に係る市民への呼びかけ**

## 国内発生早期

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。〈各部局〉

### ③ 緊急物資の運送等

- ・国及び県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・国及び県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、国及び県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

### ④ 生活関連物資等の価格の安定等

国、県及び市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〈各部局〉

### ⑤ 犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

**国内感染期****予想される状況**

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・県内においては、以下の段階が想定される。

(県内未発生期)

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(県内発生早期)

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(県内感染期)

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)

**県内感染期の対策の目標**

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

**対策の考え方**

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域の発生状況により、県ごとに実施すべき対策が判断されることから、県と十分に連携して対策を講じる。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## 国内感染期

### 国内感染期の県内未発生期について

この段階において、県内において患者が発生していない場合、必要に応じて、国内発生早期の県内未発生期の対応を継続することとする。

#### (1) 実施体制

##### 県内発生早期・県内感染期共通

##### (1)-1 基本的方向性の確認

市は、国内感染期に入ったことにより国が変更決定した基本的対処方針を踏まえ、市としての基本的な方向性を確認する。〈健康部〉

##### (1)-2 実施体制

市は、必要に応じ、市対策会議、地域医療対策会議等を開催し、また有識者からの意見を聴取し、必要な対策・措置や具体的な取組みを準備・実施する。〈健康部〉

##### (1)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

- ① 市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、市対策会議から実施体制を移行する。〈健康部〉
- ② 本市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。〈健康部〉

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### 県内発生早期

(国内発生早期の県内発生早期の対応と同様の対応を行う) P 4 2を参照

##### 県内感染期

##### (2)-1 情報収集

市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対策について、引き続き、国、県等を通じて必要な情報を収集する。〈健康部〉

##### (2)-2 サーベイランス

- ① 市は、県と連携し、患者数が増加した段階で新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、廃止又は縮小して継続する。〈健康部〉
- ② 市は、県と連携し、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。〈健康部、教育委員会事務局、福祉部〉
- ③ 市は、引き続き、市内の発生状況を、県に迅速に情報提供する。〈健康部〉

##### (2)-3 調査研究

市は、必要に応じ、国、県と連携して、市内発生患者等について感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。〈健康部〉

**(3) 情報提供・共有****県内発生早期・県内感染期共通****(3)-1 情報提供**

- ① 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。〈政策部、健康部〉
- ② 市は、引き続き、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。〈健康部、教育委員会事務局、福祉部、各部局〉
- ③ 市は、引き続き、市民から電話相談センター等に寄せられる問い合わせや国、県や医療機関等の関係機関から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。〈健康部〉
- ④ 市は、県内感染期となった場合、それに伴い新型インフルエンザ等患者の診療体制が変更されたことを速やかに市民に周知する。〈健康部〉

**(3)-2 情報共有**

- ① 市は、国、県や関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、流行や対策の状況を的確に把握する。〈健康部、政策部〉
- ② 市は、市医師会等の関係機関に対し、適宜、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供や情報交換・共有、協議を行い、必要に応じて説明会を開催する。〈健康部〉

**(3)-3 電話相談センターの継続**

- ① 市は、電話相談センターを継続する。〈健康部〉
- ② 市は、国が作成し配布する、状況の変化に応じて改定したQ & Aを活用し、電話相談センターを継続する。〈健康部〉

**(4) 予防・まん延防止****県内発生早期**

(国内発生早期の県内発生早期の対応と同様の対応を行う) P 4 3を参照

**県内感染期****(4)-1 市内でのまん延防止対策**

- ① 市は、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対

## 国内感染期

- し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。〈健康部、各部署〉
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。〈各部署〉
  - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業<sup>27</sup>（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。〈教育委員会事務局、健康部、福祉部〉
  - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。〈健康部、政策部〉
- ② 市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。〈健康部、福祉部〉
- ③ 市は、県内感染期となった場合、国、県と連携し、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう医療機関に要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国の判断に従い対応するよう要請する。〈健康部〉
- ④ 市は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。〈健康部〉

### (4)-2 予防接種

県は、国の求めに基づいた接種に関する情報提供など、国内発生早期の対策を継続し、市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。〈健康部、各部署〉

### (4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。対策を行うにあたっては、基本的人権を尊重することとし、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

- ① 県は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
- ・県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
  - ・県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

<sup>27</sup> 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられる。



- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 市は、国内発生早期の対策を継続し、住民接種を進める。〈健康部〉

## (5) 医療

### 県内発生早期

（国内発生早期の県内発生早期と同様の対応を行う） P 4 6 を参照

### 県内感染期

#### (5)-1 患者への対応等

- ① 市は、国、県と連携し、電話相談センターの帰国者・接触者電話相談センター機能、帰国者・接触者外来及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう、関係機関に周知する。  
〈健康部〉
- ② 市は、国、県と連携し、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。〈健康部〉
- ③ 市は、国、県と連携し、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。〈健康部〉
- ④ 市は、国、県、医療機関と連携し、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。〈健康部〉

#### (5)-2 医療機関等への情報提供

市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。〈健康部〉

#### (5)-3 在宅で療養する患者への支援

市は、国、県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や

## 国内感染期

自宅で死亡した患者への対応を行う。〈健康部、福祉部、市民部〉

### (5)-4 医療機関・薬局における警戒活動

市は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、県へ警戒活動等を要請する。〈健康部〉

### (5)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- ② 市は、国、県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を確保するため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療体制を整える。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。〈健康部〉

## (6) 市民生活及び市民経済の安定確保

### 県内発生早期

#### (6)-1 市の業務継続

市は、市内発生時に備え、業務継続のための準備を継続する。〈各部局〉

### 県内感染期

#### (6)-1 市の業務継続

市は、必要に応じ、市業務継続計画に基づく対応を行う。〈各部局〉

### 県内発生早期・県内感染期共通

#### (6)-2 事業者の対応

- ① 市は、県が市内の事業者に対して行う従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の要請に協力する。〈各部局〉
- ② 市は、事業者からの相談（医療に関するものを除く。）に対応し、必要に応じて可能な支援を行う。〈各部局〉

#### (6)-3 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。〈各部局〉

#### (6)-4 要援護者への生活支援

市は、必要に応じて、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、

訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。〈福祉部、健康部、市民部〉

#### (6)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### ① 業務の継続等

- ・指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。
- ・県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

##### ② 電気及びガス並びに水の安定供給

国内発生早期の記載を参照

##### ③ 運送・通信・郵便の確保

国内発生早期の記載を参照

##### ④ サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。〈各部局〉

##### ⑤ 緊急物資の運送等

国内発生早期の記載を参照

##### ⑥ 物資の売渡しの要請等

- ・県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

##### ⑦ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・国、県、市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。〈各部局〉
- ・国、県、市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〈各部局〉
- ・国、県、市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。〈各部局〉

## 国内感染期

### ⑧ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。〈健康部、福祉部、市民部〉

### ⑨ 犯罪の予防・取締り

国内発生早期の記載を参照。

### ⑩ 埋葬・火葬の特例等

- ・市は、県の要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働するよう対応する。〈市民部〉
- ・市は、県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう対応する。〈市民部〉
- ・市は、県の要請を受け、国が定める埋葬及び火葬の手続の特例を周知する。〈市民部〉
- ・県は、遺体の埋葬・火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送手配等を実施する。

<b>小康期</b>
<p><b>予想される状況</b></p> <p>○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</p> <p>○大流行は一旦終息している状況。</p>
<p><b>対策の目標</b></p> <p>1) 市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p><b>対策の考え方</b></p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

**(1) 実施体制**

**(1)-1 緊急事態解除宣言**

国において、「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

**(1)-2 対策の評価・見直し**

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、政府行動計画、県行動計画、ガイドラインの見直し等を踏まえ、本行動計画等の見直しを行う。〈各部局〉

**(1)-3 実施体制**

市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、必要に応じ、市対策会議、地域医療対策会議等を開催し、また有識者の意見を聴取し、第二波に備え必要な対策・措置や具体的な取組みを検討する。

**(1)-4 市対策本部の廃止**

市は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止し、市対策会議へ移行する。

## 小康期

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2)-1 情報収集

市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対策について、国、県等を通じて必要な情報を収集する。〈健康部〉

#### (2)-2 サーベイランス

- ① 市は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。〈健康部〉
- ② 市は、再流行を早期に探知するため、国のサーベイランス基準により、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。〈健康部、教育委員会事務局、福祉部〉

### (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供

- ① 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。〈政策部、健康部〉
- ② 市は、市民から電話相談センター等に寄せられた問い合わせ、国、県や医療機関等の関係機関から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。〈健康部、政策部〉

#### (3)-2 情報共有

市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。〈健康部〉

#### (3)-3 電話相談センターの体制の縮小

市は、状況を見ながら、電話相談センターを縮小する。また、窓口相談体制も縮小する。〈健康部〉

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。〈健康部〉

#### (4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、市は、国、県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく、住民に対する予防接種を進める。〈健康部〉

### (5) 医療

#### (5)-1 医療体制

市は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。〈健康部〉

#### (5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。〈各部局〉

**(6) 市民生活及び市民経済の安定確保**

**(6)-1 市の業務継続**

市は、必要に応じ、市の業務継続計画に基づく対応を行う。〈各部局〉

**(6)-2 市民・事業者への呼びかけ**

市は、必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

〈各部局〉

**(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置**

① 業務の再開

- ・市は、県と連携し、市内の事業者に対し、市内の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。〈各部局〉
- ・県は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・県は、県内の状況等を踏まえ、国内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。
- ・市は、国及び県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。〈各部局〉

## 【用語解説】

※アイウエオ順

### ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

### ○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

### ○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関（県内で指定されている医療機関はない。）、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

### ○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

### ○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。



市が地域の実情に応じて対応可能な医療機関へ受診を依頼する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、季節性インフルエンザ等の感染症の診療を院内感染を実施した上で行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

### ○帰国者・接触者電話相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための電話相談センター。

本市では、帰国者・接触者電話相談センターと、新型インフルエンザ等に係る一般的な相談に対応する電話相談センターの機能の両面を備える前橋市新型インフルエンザ等電話相談センターを設置して対応する。

### ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○个人防护具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

### ○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

### ○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

### ○死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

### ○住民接種

緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条

## 用語解説

第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととする。

### ○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

### ○新型インフルエンザ（A／H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A／H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

### ○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### ○人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

### ○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

### ○致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

### ○特定接種

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

### ○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

### ○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

### ○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

### ○発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

### ○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

## 用語解説

### ○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### ○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

### ○PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

(別添2)

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、国では、基本的な考え方を以下のとおり整理している。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

特定接種となり得る業種・職務

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1 に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省

特定接種となり得る業種・職務

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省

特定接種となり得る業種・職務

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
道路旅客 運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ 等発生時における国 民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ 等発生時における郵 便の確保	総務省
映像・音 声・文字情 報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ 等発生時における国 民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な資金決済及び資 金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省、 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管 理・用水供 給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な水道、工業用水 の安定的・適切な供 給に必要な水源及び 送水施設の管理	国土交通省
工業用 水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な工業用水の安定 的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ 等発生時における下 水道の適切な運営	国土交通省



特定接種となり得る業種・職務

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
上水道業	－	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券 決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク、金融決済システム 金融商品取引所等、金融商品取引 清算機関、振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物 卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品 製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品 小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省

特定接種となり得る業種・職務

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
各種商品 小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、レトルト食品製造業、冷凍食品製造業、めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品 卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の 生活関連 サービス 業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小 売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処 理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

## 特定接種となり得る業種・職務

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

### (2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

#### 区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省

## 特定接種となり得る業種・職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	県
都道府県対策本部の事務	区分1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	市町村
市町村対策本部の事務	区分1	市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	県・市町村
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	県・市町村
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	県・市町村
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁

## 特定接種となり得る業種・職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

### 区分3：民間の登録事業者と同様の業務

（1）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務